

【生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】

(次の該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生徒本人の国籍	
①	☐ 日本国
②	☐ 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入ください。)

(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等						
③	☐	特別永住者				
④	☐	永住者				
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
⑥	☐	永住者の配偶者等				
⑦	☐	定住者	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
			日本国に永住する 意思の有無	☐ はい (あり) ☐ いいえ (なし)		
⑧	☐	家族滞在	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
			日本国の小学校の 卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない		
				小学校名		
				所在地 (都道府県)	都・道 府・県	
			日本国の中学校の 卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない		
				中学校名		
				所在地 (都道府県)	都・道 府・県	
日本国で就労する 意思の有無	☐ はい (あり) ☐ いいえ (なし)					
⑨	☐	その他	在留資格			
			在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		

(次の該当する□にレ印を付けてください。)

(3) 生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下の書類を提出します。	
県内学校 在学者	☐ 就学支援金等(※)の支給決定通知の写し ※ 高等学校等就学支援金、高等学校等修学事業費補助金(高校生等・新修学支援)、高等学校等修学事業費補助(学び直しへの支援)
	☐ 住民票の写し ・日本国籍の生徒:本籍が記載されたもの ・日本国籍以外の生徒:国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの
県外学校 在学者	☐ 在留カードの写し等、国籍・在留資格・在留期間等が確認できる書類
	☐ 日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ※ 生徒の国籍が「日本国以外」で、在留資格が「家族滞在」の者のうち、①日本の小学校及び中学校を卒業した、②日本国で就労する意思がある、いずれも満たす場合のみ

【保護者等の収入の状況について】

【１】または【２】の該当する□に✓点を付けてください。

☐	【１】生活保護（生業扶助）受給世帯
・生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３６条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。（生活保護法第３６条の規定による生業扶助受給証明書 ※４月１日現在の受給証明書を提出してください。）	

〈注意〉・生活保護（生業扶助）受給世帯の方は、下記【２】の（ア）～（イ）は記入不要です。

☐	【２】道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が182,500円未満である世帯 ※下の（ア）～（イ）をご記入ください。
（ア）次の内容を確認の上、□に✓点を付けてください。	
☐	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３６条の規定による生業の扶助は、受給していません。
（イ）次の者の令和 年度分の所得課税証明書（非課税証明書）を提出します。	
①	☐ 親権者２名分
②	☐ 親権者１名分 （一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合はその者を除く。） <u>◎必ず理由に✓点をつけてください。</u> （理由） ☐ 離婚 ☐ 死別 ☐ その他（ ） ☐ 離婚協議中かつ別居中であり、親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合 ※ 両親がいる方は、必ず①の「親権者２名分」に✓点を付けてください。（但し、離婚協議中の場合は除く。）
③	☐ 未成年後見人（ ）名分 （法人である未成年後見人又は財産に関する権限のみを行使すべきとされている者を除く。） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（複数の場合は全員分） ※ 未成年後見人であることを証明する書類を求める場合があります。
④	☐ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）１名分 親権者又は未成年後見人が存在しない、又は成人の生徒で主たる生計維持者が存在する場合等。
⑤	☐ 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等。 （成人の生徒である場合も含む。）

★制服再購入加算受給申請（該当者のみ）		
☐	災害等により着用を義務付けられている対象生徒の制服が喪失・毀損したため、制服の再購入が必要である場合における加算の受給を申請をします。	【必要書類】 ① 罹災証明書等 ② 制服の再購入に係る誓約書・証明書

【留意事項】

- ・２校以上の学校に在籍している場合は、いずれか１校を選んで申請してください。
- ・偽り、その他不正な手段による申請により給付決定を受けた時は、支給された給付金の全額を即時返還していただきます。また、返還期日の翌日から返還の日までの期間について違約金が課されます。